

公益信託 飴久晴富山社会福祉支援基金 令和7年度社会福祉助成金募集要項

1. 趣旨

富山県内で社会福祉事業を行っている法人・団体に対する助成金の給付

2. 助成対象者

- (1) 富山県内において社会福祉法第2条に規定する第1種社会福祉事業を行う社会福祉法人
- (2) 富山県内において社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業を行う社会福祉法人又は公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人（社会福祉法第69条第1項の届出をした者に限る。）
- (3) 富山県内において社会福祉事業に係る民間奉仕活動を行うボランティア団体（※）
（概ね10名以上で構成され、1年以上の実績があること。）

3. 助成対象経費

- (1) 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人・・・地域交流や地域福祉に関する事業、施設の修繕及び備品の購入に要する経費とする。
- (2) なお、施設の新設に要する経費は対象外とするが、備品についてはこの限りでない。
- (3) ボランティア団体・・・地域交流や地域福祉に関する事業、備品の購入・更新に要する経費とする。

※ 別添助成対象基準のとおり。

4. 助成総額 上限1,000万円（総件数上限20件）

5. 助成額 申込1件あたり20万円以上250万円以下（申込使途費用総額及び申込額を超えない額）

6. 応募期間 令和7年5月19日(月)～令和7年6月30日(月)まで(必着)

7. 応募の制限

- (1) 各法人・団体ごとの応募は、使途が別である3件までを限度とします。又2年連続で助成の決定を受けた場合は、翌年度に応募することができません。
- (2) 国又は地方公共団体から助成を受けているか又は受けることになっている場合は応募できません。

8. 応募手続き

- (1) 提出書類：**社会福祉助成事業 助成金申込書（様式1）**
反社会的勢力でないことの表明・確約書
その他参考となる資料

- (2) 窓口・送付先

〒930-0004

富山県富山市桜橋通り5番13号

みずほ信託銀行 富山支店 信託業務課 飴基金担当 あて

9. 助成金の決定

- (1) 公益信託 飴久晴富山社会福祉支援基金 運営委員会が選考決定する。
- (2) 選考決定の通知は、10月上旬頃までに申込法人・団体あてに行います。

<お問合せ先>

窓口 兼 受託者：みずほ信託銀行 富山支店

公益信託 飴久晴富山社会福祉支援基金 事務局 TEL 076-432-6151